

前橋市監査委員公表第13号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年8月25日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年4月12日～7月11日

措置通知書提出日 令和4年8月10日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：浄水課】</p> <p>1 移動式クレーンの足場について(指摘事項)</p> <p>荻窪受水場 配水池築造工事（施更第1号）において、移動式クレーンのアウトリガーの下に敷板を敷いて材料搬入作業を行っていた。現地のボーリング調査によると地表付近の現地盤は、軟弱地盤であるため、アウトリガーの接地面が沈下して移動式クレーンが不安定になる恐れがあった。</p> <p>クレーン等安全規則第70条の3ただし書きでは、軟弱地盤である場合は、移動式クレーンの転倒防止のため、必要な広さ及び強度を有する鉄板等を敷くことを求めていることから、同規則にのっとり安全対策を行うよう改善されたい。</p>	<p>監査結果を受けて、移動式クレーンのアウトリガーの下に鉄板を敷く安全対策を行った。</p> <p>また、監査結果について、課内や業者と情報共有を図り、安全対策の改善を決定した。</p>

## 水道局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年4月12日～7月11日

措置通知書提出日 令和4年8月10日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：下水道施設課】</p> <p>1 保険証券等の提出について（指摘事項）</p> <p>前橋水質浄化センター 2系水処理施設覆蓋シート改修工事（請処第16号）において、特記仕様書及び建設工事請負契約約款第58条第1項及び第2項では、受注者に建設工事保険等に付すとともに、証券等の写しを添付した施工計画書を直ちに、監督員に提出することと定めているにもかかわらず、監督員は証券等の写しが添付されていない施工計画書を受理していた。</p> <p>特記仕様書及び建設工事請負契約約款にのっとり契約履行を行うよう改善されたい。</p>	<p>監査結果講評後、課内で工事担当者研修を実施し、再発防止対策を行った。</p> <p>その後、契約した同様な工事である天川大島第一中継ポンプ場 電気設備更新工事（国ポ第1号）において、建設工事保険等の証券等の写しを添付した施工計画書を受理した。</p>